

関係労働者及び関係使用者からの意見書提出状況

	提出元	労使の別	意見概要	備考
1	北海道労働組合総連合	労働者	物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、北海道の経済活性化のため、最低賃金の地域間格差（額）を解消し、全都道府県で最低生計費（1,700 円以上）に引き上げる答申・付言をすること、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所が賃上げを行うための直接的な助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に要請することを求める。 として、労働者の生活の安定等を保障する答申を行うこと、地域間格差の解消、法定発効、中小企業支援策等、5 点の意見が述べられている。	
2	山本 健太郎	労働者	1 会社を取り巻く景況と今後の見通しについては、介護職種のため現状より悪くなることは考えにくく、環境面、待遇面でよくなればと思う。 2 賃上げについては、本年 6 月に介護報酬の臨時改定により、約 3 ～ 4 % 上がった。 3 正職員と臨時職員の割合は、正職員が 1 に対し臨時職員が 7 の割合。 4 会社の時間給労働者の割合は約 7 割で、男女比率はおおよそ男性 1 に対し女性 4 の割合。 5 時間給の額の決め方は知らない。 6 現在の北海道最低賃金の金額は、全ての職種が低いとまではならないが、職種によっては低すぎる職種もあると感じている。 最低賃金額の改定については、物価上昇などで賃上げしたにも関わらず、上がった実感がない。そのため基準値が上がることは賛成である。	

	提出元	労使の別	意見概要	備考
			その他最低賃金については、医療・介護・福祉に関しては、もっと待遇がよくなってもいいのではないかと思う。	
3	芙蓉株式会社 株式会社キタデン	使用者	ビルメンテナンス業と警備業を経営している。 最低賃金は人口減少が続き、厳しい経営環境にある地方圏の状況にも十分に配慮すべき。物価高騰により労働者の生活は厳しい状況になっていることから最低賃金の増額は必要不可欠と認識しているが、前年度並みの増加率が継続した場合、企業経営に多大な影響がある。価格転嫁もこれまでより抑制傾向となると予想している。令和6年度並みの増加額（50円）が限界値と推察している。 最賃が引き上げられた場合の業界に与える影響は、扶養範囲内を希望するパートは労働時間を減らす傾向になり、人手不足がさらに深刻化すること、社保適用拡大に伴う労働原価の増加につながる。赤字経営や財政難の地方自治体に対し価格転嫁を求めるは至難の業である。最低賃金の増加に伴ってパート労働者の賃金改定をしても、価格転嫁ができなければ、最賃以上で働いている中間管理職の賃上げ幅の抑制につながりかねない。 発効日については、発注者の官公庁は4月を契約の始期としており、改定の影響を半年受ける都道府県と受けない都道府県では公正に欠ける。発効日の全国的な統一を行い、最賃改定による経営の影響が生じない官公庁発注を推進していただきたい。	
4	株式会社りんけい	使用者	多機能型社会福祉事業を営む使用者である。 障害者就労支援事業所A型では、生産性の上がる事業売り上げを達成する事業所は極端に少なく、給与は事業売上から支払うことを厳格化されており、事業断念等が増大している。そもそも一般の労働者と同じ扱いにしてい	

	提出元	労使の別	意見概要	備考
			ることが事業運営に大きな支障をきたしている。短時間就労は維持しつつ、将来における一般就労に向けた機能訓練の場として最低限度現状の時給で継続させていただきたく、業界の意向として判断願う。	

令和８年度 地方議会からの北海道最低賃金に関する要請書受付一覧（会長あて）

令和８年７月16日現在

No	提出地方議会名	受付年月日	備 考
1	標茶町議会	令和8年6月9日	
2	札幌市議会	令和8年6月15日	
3	浦幌町議会	令和8年6月15日	
4	中札内村議会	令和8年6月16日	
5	士幌町議会	令和8年6月16日	
6	音威子府村議会	令和8年6月18日	
7	函館市議会	令和8年6月18日	
8	森町議会	令和8年6月19日	
9	苫前町議会	令和8年6月19日	
10	八雲町議会	令和8年6月19日	
11	小清水町議会	令和8年6月22日	
12	増毛町議会	令和8年6月22日	
13	上砂川町議会	令和8年6月22日	
14	留萌市議会	令和8年6月22日	
15	平取町議会	令和8年6月22日	
16	名寄市議会	令和8年6月22日	
17	江差町議会	令和8年6月22日	
18	清水町議会	令和8年6月23日	
19	新得町議会	令和8年6月23日	
20	音更町議会	令和8年6月23日	
21	標津町議会	令和8年6月23日	
22	津別町議会	令和8年6月23日	
23	共和町議会	令和8年6月24日	
24	中標津町議会	令和8年6月25日	
25	美瑛町議会	令和8年6月26日	
26	福島町議会	令和8年6月26日	
27	池田町議会	令和8年6月26日	
28	歌志内市議会	令和8年6月29日	
29	日高町議会	令和8年6月29日	
30	遠別町議会	令和8年6月29日	

令和８年度 地方議会からの北海道最低賃金に関する要請書受付一覧（会長あて）

令和８年７月16日現在

No	提出地方議会名	受付年月日	備 考
31	釧路市議会	令和8年6月29日	
32	置戸町議会	令和8年6月29日	
33	豊頃町議会	令和8年6月29日	
34	岩見沢市議会	令和8年6月29日	
35	下川町議会	令和8年6月29日	
36	中川町議会	令和8年6月29日	
37	占冠村議会	令和8年6月29日	
38	苫小牧市議会	令和8年6月30日	
39	砂川市議会	令和8年6月30日	
40	幕別町議会	令和8年6月30日	
41	愛別町議会	令和8年7月1日	
42	赤平市議会	令和8年7月1日	
43	石狩市議会	令和8年7月1日	
44	旭川市議会	令和8年7月2日	
45	富良野市議会	令和8年7月2日	
46	北広島市議会	令和8年7月2日	
47	深川市議会	令和8年7月3日	
48	和寒町議会	令和8年7月3日	
49	知内町議会	令和8年7月6日	
50	斜里町議会	令和8年7月6日	
51	浦河町議会	令和8年7月6日	
52	恵庭市議会	令和8年7月6日	
53	三笠市議会	令和8年7月8日	
54	稚内市議会	令和8年7月9日	
55	上川町議会	令和8年7月10日	
56	美唄市議会	令和8年7月13日	
57	網走市議会	令和8年7月13日	
58	伊達市議会	令和8年7月16日	
59			
60			

苦議第311-24号

令和8年6月22日

北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳 様

苫小牧市議会議長 松井 雅 夫

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

当議会は、令和8年6月19日別紙のとおり、標記意見書を議決いたしましたので、地方自治法第99条の規定により提出いたします。



令和8年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。北海道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても、物価上昇の影響により実質賃金がマイナスとなっている現状では、生活状況が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、2025年10月に引き上げた65円で道内の全労働者216.5万人の内、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です、また、最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

一方で、最低賃金の引上げには中小企業・小規模事業者への支援や、適切な価格転嫁の促進など、賃上げ原資を確保できる環境整備が不可欠です。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動及び北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におかれましては、令和8年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
- 2 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引上げ審議を行うこと。
- 3 設定する最低賃金は、2で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。
- 4 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を推し進め、最低賃金の大幅引上げを図ること。
- 5 最低賃金の引上げに当たっては、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が継続的な雇用と賃上げを両立できるよう、十分な価格転嫁対策や経営支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会



令和8年度 地方議会からの北海道最低賃金に関する要請書受付（局長あて）

No	提出地方議会名	受付年月日	備 考
1	北海道議会	令和8年7月8日	

令和８年度 地方議会からの北海道最低賃金に関する要請書受付一覧（局長あて）

令和８年７月16日現在

No	提出地方議会名	受付年月日	備 考
1	標茶町議会	令和8年6月9日	
2	札幌市議会	令和8年6月15日	
3	浦幌町議会	令和8年6月15日	
4	中札内村議会	令和8年6月16日	
5	士幌町議会	令和8年6月16日	
6	音威子府村議会	令和8年6月18日	
7	函館市議会	令和8年6月18日	
8	森町議会	令和8年6月19日	
9	苫前町議会	令和8年6月19日	
10	八雲町議会	令和8年6月19日	
11	小清水町議会	令和8年6月22日	
12	増毛町議会	令和8年6月22日	
13	上砂川町議会	令和8年6月22日	
14	松前町議会	令和8年6月22日	
15	留萌市議会	令和8年6月22日	
16	平取町議会	令和8年6月22日	
17	名寄市議会	令和8年6月22日	
18	江差町議会	令和8年6月22日	
19	士別市議会	令和8年6月23日	
20	清水町議会	令和8年6月23日	
21	新得町議会	令和8年6月23日	
22	音更町議会	令和8年6月23日	
23	標津町議会	令和8年6月23日	
24	津別町議会	令和8年6月23日	
25	共和町議会	令和8年6月24日	
26	中標津町議会	令和8年6月25日	
27	池田町議会	令和8年6月25日	
28	美瑛町議会	令和8年6月26日	
29	福島町議会	令和8年6月26日	
30	美幌町議会	令和8年6月26日	

令和8年度 地方議会からの北海道最低賃金に関する要請書受付一覧（局長あて）

令和8年7月16日現在

No	提出地方議会名	受付年月日	備 考
31	苫小牧市議会	令和8年6月26日	
32	歌志内市議会	令和8年6月29日	
33	日高町議会	令和8年6月29日	
34	遠別町議会	令和8年6月29日	
35	釧路市議会	令和8年6月29日	
36	置戸町議会	令和8年6月29日	
37	豊頃町議会	令和8年6月29日	
38	岩見沢市議会	令和8年6月29日	
39	余市町議会	令和8年6月29日	
40	下川町議会	令和8年6月29日	
41	中川町議会	令和8年6月29日	
42	占冠村議会	令和8年6月29日	
43	砂川市議会	令和8年6月30日	
44	幕別町議会	令和8年6月30日	
45	愛別町議会	令和8年7月1日	
46	赤平市議会	令和8年7月1日	
47	石狩市議会	令和8年7月1日	
48	旭川市議会	令和8年7月2日	
49	富良野市議会	令和8年7月2日	
50	北広島市議会	令和8年7月2日	
51	小樽市議会	令和8年7月2日	
52	深川市議会	令和8年7月3日	
53	和寒町議会	令和8年7月3日	
54	室蘭市議会	令和8年7月3日	
55	知内町議会	令和8年7月6日	
56	斜里町議会	令和8年7月6日	
57	浦河町議会	令和8年7月6日	
58	恵庭市議会	令和8年7月6日	
59	三笠市議会	令和8年7月8日	
60	稚内市議会	令和8年7月9日	

令和8年度 地方議会からの北海道最低賃金に関する要請書受付一覧（局長あて）

令和8年7月16日現在

No	提出地方議会名	受付年月日	備 考
61	上川町議会	令和8年7月10日	
62	美唄市議会	令和8年7月13日	
63	網走市議会	令和8年7月13日	
64	伊達市議会	令和8年7月16日	
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			

北海道最低賃金の改正決定に係る各団体からの意見書等

No	提出市町村議会名	受付年月日	備考
1	札幌弁護士会	令和8年7月21日	

北海道最低賃金に関する要請書（7月24日現在）

	要請団体名		要請団体名
1	日本労働組合総連合会北海道連合会	26	連合北海道檜山地域ユニオン
2	連合北海道胆振地域協議会	27	連合北海道奥尻地域ユニオン
3	連合北海道室蘭地区連合会	28	道季節労働檜山地区本部
4	連合北海道日高地域協議会	29	連合北海道檜山地域協議会女性委員会
5	連合北海道えりも地区連合会	30	自治労全道庁労連檜山総支部家族会
6	連合北海道様似地区連合会	31	日本郵政グループ労働組合札幌東部支部
7	連合北海道浦河地区連合会	32	自治労全北海道庁労働組合連合会札幌総支部
8	連合北海道新ひだか地区連合会	33	北海道教職員組合旭川支部
9	連合北海道新冠地区連合会	34	北海道教職員組合函館市支部
10	連合北海道日高地区連合会	35	連合北海道中標津地区連合会
11	連合北海道平取地区連合会	36	連合北海道旭川地区連合会
12	北海道教職員組合	37	連合北海道上川地域協議会
13	連合北海道苫小牧地区連合	38	北海道労働金庫労働組合
14	全日通労働組合北海道特定支部	39	私鉄総連阿寒バス支部
15	全日通労働組合北海道特定支部旭川エリア支部	40	連合北海道恵庭地区連合
16	日本郵政グループ労働組合千歳地方支部	41	自治労増毛町職員組合
17	日本郵政グループ労働組合オホーツク南支部	42	電機連合東芝ホクト電子労働組合
18	連合北海道檜山地域協議会	43	清田区連合会
19	連合北海道江差地区連合会	44	函館市交通労働組合
20	連合北海道上ノ国地区連合会	45	JR北海道労働組合札幌支部
21	連合北海道厚沢部地区連合会	46	JR連合在札協議会
22	連合北海道乙部地区連合会	47	自治労市立室蘭総合病院労働組合
23	連合北海道奥尻地区連合会	48	北海道旅客鉄道労働組合
24	連合北海道今金地区連合会	49	北都ハイヤー労働組合
25	連合北海道せたな地区連合会	50	ヤマト運輸労働組合札幌支部

※受付順

北海道最低賃金に関する要請書（7月24日現在）

51	UAゼンセン 富士薬品ユニオン	76	ニチイグループ労働組合
52	自治労士幌町職員組合	77	自治労北海道名寄市職員労働組合連合会
53	自治労士幌町職員組合 青年部	78	自治労北海道名寄市職員労働組合
54	自治労士幌町職員組合 女性部	79	自治労北海道名寄市立総合病院職員労働組合
55	北海道連合会 安平地区連合	80	自治労北海道名寄市職員労働組合連合会青年部
56	UAゼンセン北海道支部	81	自治労江別市職員労働組合
57	UAゼンセン北海道支部 教育委員会	82	自治労江別市職員労働組合 現業評議会
58	UAゼンセン北海道支部 まちづくり委員会	83	自治労江別市職員労働組合 青年部
59	UAゼンセン北海道支部 協働参画委員会	84	DCMグループ労働組合連合会 DCMユニオン
60	UAゼンセン北海道支部 ヤングリース北海道	85	町立中標津病院職員労働組合
61	UAゼンセン北海道支部 共済推進委員会	86	自治労中標津町職員労働組合連合会
62	グンゼ労働組合 北海道分区	87	自治労中標津町職員労働組合連合会青年部
63	自治労全道庁労連留萌総支部	88	連合北海道中標津地区連合会
64	自治労全道庁労連留萌総支部青年部	89	連合北海道千歳地区連合会
65	自治労苫小牧市立病院職員組合	90	連合北海道富良野地区連合会
66	コメリユニオン	91	連合北海道石狩地域協議会
67	三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部	92	連合北海道札幌地区連合会
68	松岡満運輸労働組合	93	連合北海道札幌地区連合会青年委員会
69	岩見沢市立病院職員組合	94	UAゼンセン長崎屋グループ労働組合連合会 長崎屋労働組合
70	札幌市交通事業振興公社労働組合	95	自治労遠軽町職員労働組合連合会
71	自治労石狩市職員労働組合	96	自治労遠軽町職員労働組合連合会 青年女性部
72	自治労登別市職員労働組合	97	自治労遠軽町職員労働組合連合会 現業評議会
73	自治労登別市職員労働組合 ユース部	98	自治労全道庁労連後志総支部
74	自治労登別市職員労働組合 現業公企評議会	99	自治労全道庁労連後志総支部青年部
75	連合北海道根室地区連合会	100	アークスグループ労働組合連合会 フクハラ労働組合

※受付順

北海道最低賃金に関する要請書（7月24日現在）

101	連合北海道別海地区連合会	126	私鉄総連北海道地方労働組合定山溪鉄道支部
102	自治労北海道本部札幌地方本部	127	北海道季節労働組合八雲支部
103	自治労北海道本部札幌地方本部現業公企都市交評議会	128	自治労日高町職員組合
104	自治労北海道本部札幌地方本部衛生医療評議会	129	自治労日高町職員組合青年女性部
105	自治労北海道本部札幌地方本部社会福祉評議会	130	札幌地区連合 西区連合会
106	自治労北海道本部札幌地方本部青年部	131	道北アークス労働組合
107	自治労北海道本部札幌地方本部女性部	132	電機連合北海道地方協議会
108	全国ユニオン北海道地方連合会	133	連合北海道札幌地区連合会厚別区連合会
109	札幌地区ユニオン	134	連合北海道札幌地区連合会白石区連合会
110	自治労北海道道東地方本部	135	小鳩交通札幌労働組合
111	札幌パートユニオン	136	連合北海道浜中地区連合会
112	自治労根室市職員労働組合	137	自治労訓子府町職員組合
113	自治労斜里町職員労働組合連合会	138	斜里地区連合会
114	自治労斜里町職員労働組合連合会 青年女性部	139	東光ストア労働組合
115	札幌国際観光労働組合	140	全自交北海道地方連合会
116	北海道レジャー・サービスタルユニオン	141	北雄ラッキー労働組合
117	むかわ町職員組合	142	自治労浜頓別町職員労働組合
118	日本郵政グループ労働組合札幌連協	143	自治労浜頓別町職員労働組合青年女性部
119	日本郵政グループ労働組合北海道地方本部	144	自治労浜頓別町職員労働組合女性連絡会議
120	網走市ハイヤー労働組合	145	自治労旭川市職員労働組合
121	自治労八雲町職員労働組合	146	自治労北海道都市職員共済組合労働組合
122	自治労八雲町職員労働組合退職者会	147	自治労標茶町役場職員労働組合
123	自治労八雲町職員労働組合青年女性部	148	自治労標茶町役場職員労働組合青年女性部
124	自治労八雲町職員労働組合衛生医療評議会	149	北海道シジシー労働組合
125	コープさっぽろ労働組合	150	UAゼンセン アレフユニオン

※受付順

北海道最低賃金に関する要請書（7月24日現在）

151	全自交道南ハイヤー労働組合	176	自治労釧路町役場職員組合
152	ダイレックスユニオン	177	札幌地区連合南区連合会
153	日本郵政グループ労働組合オホーツク北支部	178	連合北海道岩見沢地区連合会
154	日本郵政グループ労働組合オホーツク北支部 紋別分会	179	自治労赤平市職員労働組合
155	日本郵政グループ労働組合オホーツク北支部 興部分会	180	自治労赤平市職員労働組合青年部
156	日本郵政グループ労働組合オホーツク北支部 遠軽分会	181	連合北海道深川地区連合会
157	日本郵政グループ労働組合オホーツク北支部 遠軽町内分会	182	連合北海道赤平地区連合会
158	日本郵政グループ労働組合オホーツク北支部 紋別市内分会	183	連合北海道標津地区連合会
159	UAゼンセン ノテユニオン	184	自治労豊頃町役場職員組合
160	イオン北海道労働組合	185	自治労全道庁労働組合連合会釧路総支部
161	花王ビューティブランドカウンセリング労働組 合北海道支部	186	日本郵政グループ労働組合函館支部
162	運輸労連北見通運労働組合	187	連合北海道歌志内地区連合会
163	自治労上川町職員労働組合	188	自治労北海道本部
164	自治労上川町職員労働組合青年部	189	自治労北海道本部 青年部
165	安全永楽交通労働組合	190	自治労北海道本部 女性部
166	自治労別海町職員組合	191	自治労北海道本部 現業公企都市交評議会
167	雨竜町職員労働組合	192	自治労北海道本部 衛生医療評議会
168	連合北海道釧路地域協議会	193	自治労北海道本部 社会福祉評議会
169	連合北海道釧路地区連合会	194	自治労北海道本部 直属支部
170	北海道教職員組合上川支部	195	UAゼンセン ツルハユニオン
171	安平町役場職員組合	196	自治労北海道道央地方本部
172	自治労平取町職員労働組合	197	自治労北海道道央地方本部 青年部
173	全農林労働組合静内分会	198	自治労網走市役所労働組合連合会
174	自治労羽幌町職員組合	199	自治労網走市役所職員労働組合 青年女性部
175	自治労羽幌町職員組合青年部	200	自治労網走市役所職員労働組合 現業評議会

※受付順

北海道最低賃金に関する要請書（7月24日現在）

201	北海道旅客鉄道労働組合旭川支部	226	自治労札幌市役所職員組合厚別区支部
202	JR北海道労組旭川電気所分会	227	自治労札幌市役所職員組合豊平区支部
203	JR総連 旭川運転所分会	228	自治労札幌市役所職員組合清田区支部
204	JR総連 旭川運転所分会 青年部	229	自治労札幌市役所職員組合南区支部
205	自治労北海道置戸町職員労働組合	230	自治労札幌市役所職員組合西区支部
206	自治労北海道置戸町職員労働組合青年女性部	231	自治労札幌市役所職員組合手稲区支部
207	北海道旅客鉄道労働組合旭川車掌所分会	232	自治労札幌市役所職員組合本庁支部
208	北海道旅客鉄道労働組合旭川車掌所分会青年部	233	自治労札幌市役所職員組合都市政策支部
209	自治労全北海道庁労働組合連合会	234	自治労札幌市役所職員組合建設下水道支部
210	自治労全北海道庁労働組合連合会青年部	235	自治労札幌市役所職員組合税務支部
211	JR北海道労組旭川駅分会	236	自治労札幌市役所職員組合文教支部
212	JR北海道労組旭川駅分会 青年部	237	自治労札幌市役所職員組合学校栄養士支部
213	全自交中央交通労働組合	238	自治労札幌市役所職員組合会計年度任用職員支部
214	北海道旅客鉄道労働組合旭川地方本部深川支部	239	自治労札幌市役所職員組合社会福祉・保健衛生評議会
215	自治労深川市職員労働組合	240	自治労札幌市役所職員組合障害のある労働者連絡会
216	連合北海道滝川地区連合会	241	自治労札幌市役所職員組合区役所支部協議会
217	連合北海道美唄地区連合会	242	自治労札幌市役所職員組合戸籍住民協議会
218	自治労厚岸町職員組合	243	自治労札幌市役所職員組合土木センター協議会
219	日本郵政グループ労働組合札幌市西部エリア支部	244	自治労札幌市役所職員組合清掃協議会
220	ICTJ北海道ユニオン	245	自治労札幌市役所職員組合ユース部
221	自治労札幌市役所職員組合	246	自治労さっぽろ公共サービス労働組合
222	自治労札幌市役所職員組合中央区支部	247	自治労さっぽろ公共サービス労働組合社会福祉協議会支部
223	自治労札幌市役所職員組合北区支部	248	自治労さっぽろ公共サービス労働組合青少年女性活動協会支部
224	自治労札幌市役所職員組合東区支部	249	自治労さっぽろ公共サービス労働組合スポーツ協会支部
225	自治労札幌市役所職員組合白石区支部	250	当麻町役場職員組合

※受付順

北海道最低賃金に関する要請書（7月24日現在）

251	北海道旅客鉄道労働組合北見支部	276	今金町職員組合
252	情報労連北海道協議会	277	自治労更別村役場職員組合
253	自治労音更町職員組合	278	自治労全北海道庁労働組合連合会宗谷総支部
254	連合北海道上砂川地区連合会	279	自治労全北海道庁労働組合連合会宗谷総支部青年部
255	静内北海交通労働組合	280	自治労本別町役場職員組合
256	札幌地区派遣業関連労働者ユニオン	281	自治労本別町役場職員組合現業公企評議会
257	プロスタッフユニオン	282	自治労本別町役場職員組合青年女性部
258	北海道季節労働組合	283	道栄荷役労働組合
259	北海道季節労働組合札幌地区本部	284	札幌地区連合手稲区連合会
260	自治労北海道企業局労働組合	285	自治労全道庁労連檜山総支部
261	道南ラルズ労働組合	286	自治労全道庁労連檜山総支部青年部
262	全日糧労働組合	287	上川地区連合会
263	互信東部労働組合	288	自治労占冠村職員組合
264	私鉄総連北海道地方労働組合宗谷バス支部	289	自治労占冠村職員組合青年部
265	新十津川地区連合	290	自治労占冠村職員組合女性部
266	札幌地区連合北区連合会	291	自治労占冠村職員組合現業評議会
267	北海道コンクリート工業労働組合	292	林野労組北海道地本宗谷分会
268	札幌地区連合会東区連合会	293	遠軽地区連合会
269	北海道教職員組合宗谷支部	294	JR北海道労組旭川地方本部
270	連合北海道空知地域協議会	295	全自交函館地域協議会
271	連合空知労働組合	296	函館地区連合青年委員会
272	恵庭市職員労働組合	297	函館地区連合女性委員会
273	ラルズ労働組合	298	食・みどり・水を守る道南地区労農市民会議
274	アークスグループ労働組合連合	299	連合北海道渡島地域ユニオン
275	道東アークス労働組合	300	北海道労働者福祉協議会道南ブロック

※受付順

北海道最低賃金に関する要請書（7月24日現在）

301	連合北海道函館地区連合会	326	
302	連合北海道渡島地域協議会	327	
303	函館地区退職者連合	328	
304	北海道空知郡奈井江地区連合会	329	
305	かみふらの工房労働組合	330	
306	自治労苫小牧市職員労働組合	331	
307	自治労苫小牧市職員労働組合青年部	332	
308	自治労苫小牧市職員労働組合現業評議会	333	
309	全自交釧路地域協議会	334	
310	こばとハイヤー労働組合	335	
311	小鳩交通・こばとハイヤー労連	336	
312	自治労滝川市職員労働組合	337	
313	自治労滝川市職員労働組合青年女性部	338	
314	札幌地区連合中央区連合会	339	
315	北海道市町村職員共済組合職員労働組合	340	
316	JR北海道労組旭川施設分会	341	
317		342	
318		343	
319		344	
320		345	
321		346	
322		347	
323		348	
324		349	
325		350	

※受付順

2026（令和8）年7月17日

北海道地方最低賃金審議会 御中

札幌弁護士会

会長 佐々木 洋



北海道最低賃金の改正決定についての調査審議に係る
意見書の提出について

北海道最低賃金の改正決定についての調査審議にあたり、最低賃金法25条6項に基づき、意見陳述を希望します。陳述する意見の内容は別紙のとおりです。



2026（令和8）年7月17日

札幌弁護士会

会長 佐々木 潤

意見書

当会は、2026（令和8）年5月14日、「最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び中小零細企業への実効的な支援策を求める会長声明」を発出しました。この声明の内容は以下のとおりです。当会は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という弁護士法第1条に規定された弁護士の使命に基づき、労働者の権利を守るとともに中小零細企業に実効的な支援策が行われるよう、同声明を発出しましたので、ここであらためてその声明の趣旨を意見として陳述させていただきます。（なお、本意見陳述は、最低賃金法25条6項に基づいて行うことを想定しているものであることを申し添えます。）

1. 2026年（令和8年）2月、2026年度の最低賃金改定に向けた中央最低賃金審議会の審議が開始されました。今後、夏にかけて引上げ額の目安答申が行われ、これを受けて北海道地方最低賃金審議会においても審議・答申がなされる見込みです。当会は、この審議プロセスを前に、最低賃金の大幅な引上げ、政府に対する、中小零細企業への実効的かつ十分な支援策の実施、そして、全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取り組みを求めます。
2. 現在、北海道の最低賃金額は1075円です。2024（令和6）年10月に1010円となって初めて1000円を超え、2025（令和7）年にはさらに65円の引上げがなされて1075円となりました。
しかし、この最低賃金額を前提にフルタイム（月平均173.8時間）で働いたとしても、月収は18万6835円、年収は224万2020円にしかなりません。年収200万円未満がいわゆるワーキングプアと呼ばれているところ、この金額はこれをわずかに上回るに過ぎず、労働者が安定した生活を送ることができる金額であるとは到底いえません。
3. とりわけ、近年の円安と物価上昇により、厚生労働省の2025（令和7）年分毎月勤労統計調査によると、名目賃金は前年比2.3%増と堅調に推移



したものの、物価上昇がこれを上回り、実質賃金指数は前年比マイナス1.3%と4年連続のマイナスとなり、マイナス幅は前年より拡大しました。春季賃上げが5%を超える高水準で続いていながらも実質賃金が下がり続けているという事実は、物価上昇がいかに労働者の生活を圧迫しているかを端的に示しています。さらに、2026（令和8）年2月以降、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を受け原油価格が大幅に上昇し、経済状況は一段と悪化しました。このように先の見えない状況のもと、労働者の生活を守り経済を活性化させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務といえます。

4. また、最低賃金額の地域間格差について見ると、2025（令和7）年度の最低賃金額の全国加重平均は1121円であり、北海道はこれを下回っています。東京都の最低賃金額は1226円であり、北海道の1075円とは151円の格差が生じています。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最低生計費試算調査によると、都道府県間でほとんど差が無いことが明らかになっており、地域間格差を正当化する理由はありません。最低賃金額の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、都市部への一極集中を緩和し地域に労働力を確保するためにも、最低賃金額の引上げによる格差是正、さらには全国一律最低賃金制度が早期に実現されるべきといえます。

5. 他方、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度をともに実現するためには、中小零細企業に対する実効的な支援策を充実させることが必要不可欠です。

現在、国は、最低賃金引上げに対応した中小零細企業支援策として、業務改善助成金等の制度による支援を実施しています。しかし、同制度の直接の助成対象は「生産性向上に資する設備投資等」であり、そもそも申請可能な企業が限られる上、設備投資等の金額の一部しか助成せず、上限額もあることから、最低賃金の引上げに対する直接的かつ十分な支援であるとは言えません。

最低賃金を上げるにあたっての中小零細企業への実効的な支援策はセットで実現されなければならないものであり、政府は、最低賃金の引上げとともに、直ちに、社会保険料の事業主負担軽減なども含めた税・社会保険料等の負担軽減などの中小零細企業に対する直接的かつより実効的な支援策を実施すべきです。

6. 以上により、当会は、日本国憲法第25条の生存権の理念等に照らし、最



低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法第1条）を実現するため、政府、中央最低賃金審議会、北海道地方最低賃金審議会及び北海道労働局長に対し、最低賃金の地域間格差を解消し、北海道を含めた全国の最低賃金額について、その時間額が可及的速やかに1500円以上となることを目指してさらなる大幅な引上げを行うことを求めます。また、政府に対しては、中小零細企業への実効的かつ十分な支援策を直ちに実施するとともに、早急に全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取組みを開始するよう求めます。

以上



2026年7月2日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 様

北海道最低賃金の大幅な引き上げを求める要請書

北海道の経済・社会の現状を見ると、他の地域より進む労働力人口の減少などにより多くの業種で人手不足感が強まっています。

一方、働く者の取り巻く現状を見ると、全雇用労働者に占める道内の非正規雇用労働者の割合は、令和6年総務省労働力調査によると38.2%・86万人に達し、低所得層の高止まりおよび格差の拡大により社会は不安定さを増しています。

中央最低賃金審議会は、6月30日に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」の中に記載されている「2020年代に全国平均1,500円という高い目標(骨太方針2025)の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に・・・」ことを踏まえる必要があります。

超少子高齢化・労働力人口減少が進行する中で、安心できる社会保障制度に向けた道筋が不透明であることなどから、多くの国民・道民が将来への大きな不安を抱えています。特に、最低賃金近傍で働く人々の生活は深刻であり、数年来続く消費者物価の上昇など、低所得者層は生活困窮の深刻さを増しています。これらを踏まえると最低賃金の大幅な引き上げは不可欠であり、勤労国民が安心して暮らすため、最低賃金の役割は一段と高まっています。

昨年、65円改定された北海道の最低賃金時間額1,075円は、法定労働時間フルに働いても、税込み年額で220万円を少し超える程度にしかありません。北海道は全国平均より高い非正規雇用比率となっており、最低賃金近傍に張り付く賃金体系となっていることが考えられ、生活困窮者の割合が高いと思われます。連合調査による「最低限の生活を保障する水準(リビング・ウェイジ)」として示している北海道の「時間額1,190円」にすら、ほど遠いものとなっています。最低賃金近傍の労働者であっても、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題です。

2026年北海道最低賃金の改定に当たっては、全国平均より低い北海道最低賃金を地域間格差是正の観点から、今後出される目安金額を大幅に上回る改定をするよう強く要請します。

また、早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益であり、遅くとも10月1日発効に向けて最大限配慮するよう求めます。

(団体名) 日本労働組合総連合会北海道

(代表者名) 須間 等



令和8年度 北海道地方最低賃金審議会 事業場実地視察について

1 実施日 令和8年7月15日（水）

2 視察事業場について

(1) 業 種 食料品製造業

(2) 所在地 札幌市

3 労働者数について

(1) 年齢別労働者数（常用、臨時、パートの全体）

	19歳以下	20歳～ 24歳以下	25歳～ 29歳以下	30歳～ 34歳以下	35歳～ 39歳以下	40歳～ 44歳以下	45歳～ 49歳以下	50歳～ 54歳以下	55歳～ 59歳以下	60歳以上	計
計	2	20	22	17	14	19	17	22	21	30	184

(2) 雇用形態別労働者数

	常用労働者	臨時労働者（パートを含む）	計
男	42	1	43
女	111	30	141
計	153	31	184

※ここでの臨時労働者（パートを含む）とは、常用労働者と比べ1日の所定労働時間や1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。

4 最も賃金の低い方の状況

(1) 常用労働者

職 種	性 別	年 齢	賃金形態・賃金額	業務内容	昇給制度 の有無
販売	女	22	月給・日給・ <u>時間給</u> 1,105 円	店頭販売	有・ <u>無</u>
製造	女	65	月給・日給・ <u>時間給</u> 1,105 円	商品製造補助・包装	有・ <u>無</u>

(2) 臨時労働者（パートを含む）

職 種	性 別	年 齢	賃金形態・賃金額	業務内容	昇給制度 の有無
販売	女	20	月給・日給・ <u>時間給</u> 1,105 円	店頭販売	有・ <u>無</u>
製造	男	16	月給・日給・ <u>時間給</u> 1,105 円	商品製造補助・包装	有・ <u>無</u>

- 5 最低賃金の引き上げによる影響について
 - ・人件費の増加
 - ・採用競争の激化。
 - ・年収の壁による就業調整。
 - ・製造機械導入による省力化や生産性向上への切り替えが必要。
- 6 人件費、物価の高騰による影響、価格転嫁の状況等について
 - ・利益率への圧迫があり、業績低迷も懸念される。
 - ・価格転嫁もやむを得ない情勢だが、売上にも直結するので社内議論が必要。
 - ・2年ごとに各アイテム 10 円～100 円（箱もの）の価格改定を実施。
- 7 各種助成金の活用状況について
 - ・令和6年度 ものづくり補助金。
 - ・助成金申請の詳細、手続きの煩雑さ、助成金交付後の対応に苦慮を想定。
- 8 パート・アルバイトの人材確保、人出不足の対策について
 - ・Wワークや副業などのスポットワーカーの採用や派遣スタッフを利用している。
- 9 最低賃金の審議にあたっての要望について
 - ・引上げ率がここ数年高いので、もう少し緩やかな上げ幅をお願いしたい。

北海道地方最低賃金審議会（第51期）
北海道最低賃金専門部会委員名簿

資料No.5

令和8年7月27日

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	亀 ^{かめ} 野 ^の 淳 ^{じゅん}	北海道大学教育イノベーション機構 教授
	國 ^{くに} 武 ^{たけ} 英 ^{ひで} 生 ^お	小樽商科大学 教授
	八 ^や 重 ^え 崎 ^{ざき} 聖 ^{せい} 子 ^こ	特定社会保険労務士
労働者代表委員	金 ^{かね} 子 ^こ ュ リ	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	藤 ^{ふじ} 田 ^た 鉄 ^{てつ} 平 ^{へい}	U A ゼンセン北海道支部 主任
	山 ^{やま} 田 ^だ 新 ^{しん} 吾 ^ご	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	池 ^{いけ} 田 ^だ 幸 ^{こう} 司 ^じ	北海道経済連合会 労働政策局長
	片 ^{かた} 岡 ^{おか} 直 ^{なお} 之 ^{ゆき}	北海道商工会議所連合会 理事・事務局長
	馬 ^ま 込 ^{ごめ} 毅 ^{つよし}	北海道中小企業団体中央会 事務局長

(注) 公・労・使委員は五十音順

北海道特定最低賃金の改正に係る申出状況

	改正の決定を申出る 特定最低賃金の件名	申 出 者	申出する者が代表する使用 者に使用される労働者の範 囲等	申出の内容	申出の理由 労働協約の適用労働者数の割合 最も低い労働協約の金額（時間額）
1	北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、 砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金 （通称：乳糖）	日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金 対策会議 代表 井上 大作	北海道内乳糖従事労働者 5, 0 1 0 人 合意の効力の及ぶ労働者数 1, 9 8 7 人	改正の決定を求める	公正競争（参考） 合意の効力が及ぶ労働者の割合 $1,987/5,010 \times 100 = 39.66\%$ 最も低い労働協約の金額（時間額） 1, 1 2 5 円
2	北海道鉄鋼業最低賃金 （通称：鉄鋼）	日本基幹産業労働組合連合会北海道 本部 委員長 佐藤 猛	北海道内鉄鋼従事労働者 3, 9 7 3 人 労働協約の適用労働者数 3, 1 2 2 人	改正の決定を求める	労働協約 労働協約の適用労働者数の割合 $3,122/3,973 \times 100 = 78.58\%$ 最も低い労働協約の金額（時間額） 1, 2 8 8 円
3	北海道電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業最低賃金 （通称：電気）	全日本電機・電子・情報関連産業労 働組合連合会北海道地方協議会 議長 谷口 幸一	北海道内電気従事労働者 6, 5 6 5 人 労働協約の適用労働者数 2, 1 3 1 人	改正の決定を求める	労働協約 労働協約の適用労働者数の割合 $2,131/6,565 \times 100 = 32.46\%$ 最も低い労働協約の金額（時間額） 1, 1 7 6 円
4	北海道船舶製造・修理業、船体ブ ロック製造業最低賃金 （通称：船舶）	全北海道造船機械労働組合協議会 議長 橋本 康憲	北海道内船舶従事労働者 9 0 2 人 労働協約の適用労働者数 4 2 8 人	改正の決定を求める	労働協約 労働協約の適用労働者数の割合 $428/902 \times 100 = 47.45\%$ 最も低い労働協約の金額（時間額） 1, 3 1 4 円

2026 年 7 月 17 日

北海道労働局長殿

札幌市豊平区月寒東 1 条 15 丁目 2-7-305
 日本食品関連産業労働組合総連合会
 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金
 代 表 井上
 副代表 大山
 事務局 八木

申 出 書

最低賃金法 15 条の規定により、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
 北海道において処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業を営む使用者に使用される労働者
 約 5,010 人（93 事業所）
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 「北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金」
3. 申出の内容
 上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 北海道内の処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、北海道内における処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意を得て申出することとする。
5. 添付書類
 - (1) 協議組織における合意の内容を表す書面の写
 - (2) 機関決定の写
 - (3) 個々の労働者又は従業員組織における合意書
 - (4) 申出代表者に対する委任状
 - (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および該当地域内の同種の労働者の概数
 - (6) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金改定の必要性のための疎明資料



2026年7月1日

北海道労働局長
村松達也様

北海道室蘭市南町目5-12
日本基幹産業労働会北海道
委員長 江崎 勝

申 出 書

最低賃金法第15条の規程により、北海道鉄鋼業の最低賃金の改正を下記の通り申出る。

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

北海道において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 3,973人

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

北海道鉄鋼業最低賃金

3. 申出の内容

改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

①賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上を満たしていること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 3,122人×100

北海道における鉄鋼業を営む使用者に使用されている労働者数 3,973人

= 78.6%

(最も低い) 労働協約の金額 = 204,000円/月 額

9,406円/日 額

1,288円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,165円/時間額

5. 添付書類

①労働協約の写、②申出合意書および委任状、③北海道における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概要および、この内該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数、④最低賃金月額および所定労働時間数・所定労働日数

以 上



2026年7月23日

北海道労働局長 殿

札幌市中央区南2条西6丁目
全日本電機・電子・情報関連産業
労働組合連合会北海道地方協議会
議長 谷口 幸一

申 出 書

最低賃金法第15条の規定により、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
北海道において北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者〔6,565名〕
2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名
北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
3. 申出内容
上記2の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者2,131名

(賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数)	2,131	÷	32.46%
(北海道における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数)	6,565		

- ・労働協約の金額（最低金額）：月額 180,000円 日額 9,113円 時間額 1,176円
- ・現在適用されている法定最低賃金額：時間額 1,116円

5. 添付書類

- (1) 事業所別適用労働者数と所定労働時間及び所定労働日数一覧
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 労働協約書・覚え書の写し



以 上

2026 年 7 月 3 日

北海道労働局長

村松 達也 殿

北海道 2 番 23 号
 全北海道労働組合協議会
 (北海道労働組合連合会)
 議長 岡本 康 毅
 (会長)

申し出書

最低賃金法第 15 条の規定により、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業の改正を下記の通り申し出る。

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

北海道において船舶製造・修理業、船体ブロック製造業を営む使用者に使用される労働者

2、改正の決定を申し出る最低賃金の件名

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

3、申し出の内容

改正の決定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による

4、申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が 3 分の 1 以上を満たしていること

賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数	428 × 100	
北海道における造船業を営む使用者に使用されている労働者	900 人	= 47.5%

(最も低い) 労働協約の金額 = /月額 213,730 円

/時間額 1,314 円

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,105 円/時間

5、添付書類

①労働協約の写し ②申出合意書および委任状 ③北海道における造船業の労働者数の概要および該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数 ④最低賃金月額および所定内労働時間・所定内労働日数

以 上



(案)

北労発基 0728 第●号
令和 8 年 7 月 28 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
村松 達也

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金
- 2 北海道鉄鋼業最低賃金
- 3 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金